

知らないきや損する

今回の数字

0.9%

4月から年金額がアップでも物価上昇に追い付かず

平成27年度
年金額改定の指標

- 物価変動率…………… 2.7%
- 名目手取り賃金変動率(*) …… 2.3%
- マクロ経済スライドによる「スライド調整率(*)」…0.9%

※名目手取り賃金変動率(2.3%)

= 物価変動率(2.7%) × 実質賃金変動率(▲0.2%) × 可処分所得割合の変化率(▲0.2%)

※スライド調整率(▲0.9%)

= 公的年金被保険者数の変動率(▲0.6%) × 平均余命の伸び率(▲0.3%)

平成27年度の年金額が厚生労働省から発表されました。年金額は4月から基本的に0.9%アップされるということです。年金の受け取りは偶数月なので、4月と5月のアップされた年金は、6月の受け取りになります。

年金額はどのようにして改定されるのでしょうか。この話の前に、今回の年金額改定では、年金額が▲0.5% (▲はマイナスの意味。特例水準の段階的な解消分) 下がることが決まっています。そしてさらに、今回初めてマクロ経済スライドが行われることとなります。

年金は本来、インフレに合わせて金額が調整されます。1%のインフレの時に年金の金額を1%増やさないと、実質的な購買力は1%小さくなってしまいます。しかし、4月からは「マクロ経済スライド」が始動します。マクロ経済スライドとは、簡単に説明すると「保険料負担者の減少」と「年金受給者の余命の伸び」で「スライド調整率」を計算し、年金額に反映させる仕組みです。

例えば物価上昇率が2%でも、4月の年金額は「2% - (スライド調整)」になるわけです。仮にスライド調整率が1%なら、物価上昇率2% - (スライド調整率) 1% = 1%。1%分だけ年金額がアップするという計算です。つまり、名目の年金額は増えても、実質的な年金の購買力は1%減ることになるわけです。こうしたマクロ経済スライドは、2004年小泉政権の時に年金制度を維持するために決めた政策で、今後30年間くらい続くことになるようです。

では、平成27年度はなぜ0.9%アップになるの

か、です。実際の年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みになっています。年金額の改定ルールは法律上規定されていて、年金を受給し始める際の年金額(「新規裁定年金」という)は、「名目手取り賃金変動率」によって改定されます。一方、受給中の年金額(「既裁定年金」という)は、購買力を維持する観点から、物価変動率によって改定することになっています。ただし、法律で「賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定する」と規定されています。

そこで平成27年度の年金額ですが、図表にあるように、名目手取り賃金変動率(2.3%)よりも物価変動率(2.7%)が高くなるため、新規裁定年金・既裁定年金とも、名目手取り賃金変動率(2.3%)によって改定されます。つまり物価の変動率より0.4%低くなるわけです。さらに、スライド調整率が▲0.9%になり、年金額の改定率は1.4%となりますが、特例水準の段階的な解消分(▲0.5%)があるため、年金額からの改定率は、2.3% - 0.9% - 0.5% = 0.9%になり、基本的(生まれた年によって違う場合がある)には0.9%アップとなるわけです。しかし、物価上昇率に比べると実質的にアップではないということです。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン